

岩手県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成28年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 釜石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釜石都市計画公園事業6・4・1号鶴住居運動公園
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 釜石市鶴住居町第19地割地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成28年4月19日から平成30年3月31日まで